

郵便による不在者投票

歩行が困難な方のうち、次の①または②の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けて、自宅で投票することが出来ます。ただし、自分で投票の記載ができる方が対象です。

①身体障害者手帳をお持ちの方で、次の表の障害名について、その等級に該当する方

障害名	等級
両下肢機能・体幹機能 ・移動機能などの障害	1級 2級
心臓・じん臓・呼吸器 ・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級 3級
免疫・肝臓の障害	1級 2級 3級

②介護保険の要介護者で「要介護5」の方

代理記載制度

「郵便等投票証明書」の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載人により投票をしても行うことができます。

○身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢ま

たは視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方

○戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

滞在地での不在者投票

住所が大田原市にあって、出張などで長期間他の市町村に滞在している方は、郵便により投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。詳しくはお問い合わせください。

みんなで守ろう「三ない運動」

受け取らない!	求めない!	贈らない!
政治家や候補者などから選挙区内の人は、祝儀や餞別などの金品を受け取ってはいけません	政治家や候補者などに選挙区内の人が、お祭りや集会などの寄附や差入などの金品を求めるとも禁じられています	政治家や候補者などが選挙区内の人に、お中元やお歳暮などの金品を贈ることは禁じられています

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



問い合わせ

選挙管理委員会事務局選挙係
TEL (23) 8715

大田原市行政改革推進委員会委員募集

行政改革は、いつの時代においても行政に求められる課題です。市では、平成17年10月の市町村合併後、厳しい時代に対応した行政推進を目指し『第一次新大田原市行政改革大綱』を策定し、大田原市の行政の効率的な運営を推進しています。

大田原市行政改革大綱に基づく行政改革を推進するため「大田原市行政改革推進委員会」を設置し、広く市民の皆様の声を反映した実効性のある行政改革を推進しています。市では、大田原市行政改革推進委員会の委員を次のとおり募集します。あなたの声を大田原市の行政改革に反映させてみませんか。お気軽にご応募ください。

●委員会の構成
市民の方々からの公募委員、各種団体の代表者で構成されます。

●委員会の役割
市民の方々からの公募委員、各種団体の代表者で構成されます。

行政改革推進本部長である市長からの諮問事項に関する審議・答申、大綱の推進状況について必要な助言を行うことなどです。

応募資格

市内在住で行政改革に高い関心があり、委員会に出席可能な方
※委員会の開催予定
平成22年度 年3回程度
平成23・24年度 未定

募集人員 10名以内

任期 2年

応募方法

◇6月16日(水)から6月29日(火)までに、申込書に必要事項を記入し、行政改革推進課(市役所本庁3階)まで郵送またはご持参ください。
(郵送の場合は、当日消印有効)

◇申込書は行政改革推進課、各支所・出張所、各地区公民館にご用意しています。

選考方法

選考委員会にて選考します。

申し込み・問い合わせ

行政改革推進課行政改革担当
〒3224-8641
大田原市本町1-4-1
TEL (23) 1389

